

# 労務費の基準の作成方針について

---

# 「労務費の基準」に関する基本方針【概要：作成関係抜粋】

## (1) 「労務費の基準」の目的

- **適正な水準の労務費**（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能労働者の賃金として行き渡ること**を目指す。
- 具体的には、
  - ・**契約当事者間での価格交渉時に参照**できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の**相場観として機能**させること
  - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、**行政が指導監督する際の参考指標**としても活用することを目的として、基準を作成する。

## (2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、**業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただく**こととする。
- 技能者の賃上げにつながるよう、**公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定**することとする。

## (3) 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、**中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成**することとする。  
具体的には、**技能者の職種ごとに**、現在の契約でも用いられている**単位施工量当たりの金額（1 t、1 m<sup>3</sup>作業あたりいくら）として設定**することを基本とし、工種や規格の違いなどによる**細分化は最小限**にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした**適切な労務費・賃金水準の確保を前提**としつつ、**生産性（単位時間あたり施工量（1日あたり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残す**こととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加える**アジャイル型の考え方に則って検討・実装を進める**こととする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、**職種別に、順次検討を進める**こととする。

# 労務費の基準の作成の暫定方針(案)

令和6年11月6日  
第2回WGにて概ね合意

## (1) 「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。  
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。  
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。  
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う。**

## (2) 「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。  
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3.5～4.0m程度」、「ラーメン構造階高2.8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。  
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリーで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

## (3) 「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、引き続き検討を行う。

# 基準の「作成」についてこれまでのWGでいただいたご意見①

「労務費の基準」のベースを公共工事設計労務単価水準とすることについて

公共工事設計労務単価水準とすることに賛同

公共工事設計労務単価水準とすることに反対/疑問

- 公共工事設計労務単価並みの賃金の原資を民間工事にも担保することが重要ではないか。
- 労務費の基準の目的として、労務費の計算に当たっての一つの計算式、ルールを速やかに作成し、処遇改善を加速させることが必要であることを踏まえれば、今ある目安である公共工事設計労務単価を設定することは妥当ではないか。
- 制度趣旨を踏まえ、特に中小事業者などが、事務作業にあまり力を取られなくて済むような簡素な仕組みを作る意味では、現在周知されているであろう公共工事設計労務単価を適用することが妥当ではないか。

- 民間工事の標準労務費に公共工事設計労務単価を適用することの妥当性は議論が必要。
- 公共工事設計労務単価の水準は、あくまで実態調査をした結果の過去の水準であり、現在支払われるべき水準として位置付けることは慎重な検討が必要ではないか。
- 公共工事設計労務単価はあくまで平均値を示すものであり、基準としては、(1.5倍の水準など)より高い水準を位置づけるべきではないか。

## (基本的な対応方針(案))

- 適正な水準の労務費を公共工事-民間工事問わず、発注者から下請まで全ての段階で確保するという制度趣旨や、総じて技能者の賃金が公共工事設計労務単価並みに至っていないという意見が根強い中で、まずは現時点で存在しているデータを活用し、早急に公共工事設計労務単価並の水準まで処遇改善を図るという観点から、労務費の基準の設定に当たっては、51職種について設定された公共工事設計労務単価を活用することとしたい。
- その上で、建設技能者の賃金水準の推移等、社会経済情勢が変化があった場合には、公共工事設計労務単価を適用することの妥当性も含めて、改めて検証することとしたい。

## 「労務費の基準」をレベル別に設定することについて

基準をレベル別とするべき

- 技能者の経験、技能に応じた賃金の行き渡りを確保するためには、労務費の基準をCCUSのレベルを踏まえた内容とし、労務費の基準がCCUSレベルに応じた賃金の支払いに結びつくような仕組みを構築することが重要。

基準をレベル別にする必要はない

- 制度趣旨を踏まえ、特に中小事業者などが、事務作業にあまり力を取られなくて済むような簡素な仕組みをつくっていただきたい。
- 地方の中小元請、住宅系業者はキャリアアップシステムの加入率はまだ低い。キャリアアップシステムへの加入を前提とする基準とすることはいかなものか。

- 高い技能を有する方に高い労務単価を適用することはともかく、スキルが低いと雇用者側が恣意的に判断した技能者の労務単価を著しく低く設定して競争することを可能とする制度とすることは避けるべきではないか。
- 注文者としては、労務単価に歩掛を掛けた労務費の金額をもって事業者を選ぶため、単にレベルの高い技能者を多く揃えるからと言って高い労務費の確保を制度上担保できるわけではない。
- 基準のベースとなる標準歩掛をレベル別に複数設定することには様々な制約があり、その適否も不明であることは理解するが、技能者の能力に見合った賃金の原資を確保する観点から、契約当事者間で合意される場合には、実際に施工に関わる技能者のレベルに応じた労務単価と歩掛を明示できる様式を整えることが肝要。

### (基本的な対応方針(案))

- 制度を過度に複雑化させ、労務費等を内訳明示した見積り慣習の定着の支障となる懸念があること、レベルの低い技能者を集める建設業者が、労務単価を公共工事設計労務単価水準よりも低い水準に設定して労務費を見積もる価格競争を助長しかねないことから、基準については、あくまで価格交渉時の1つの目安として、平均的な水準の労務費を示すこととしたい。
- 一方、技能者の経験、技能に応じた賃金の支払い及びその原資の確保については、自主宣言制度等を通じ、技能者の適切な処遇を確保する事業者が市場で選択される環境整備を進めることにより担保する。
- 併せて、高い技能を有する者による施工を前提とする工事について、基準の前提となる労務単価よりも高い労務単価で見積もることにより、適正な賃金の原資を確保することが可能となるよう、十分に制度趣旨を周知することとしたい。<sup>4</sup>

# 基準の「作成」についてこれまでのWGでいただいたご意見③

## 「労務費の基準」を都道府県別に設定することについて

基準を全国一律とするべき  
(一部委員からのご意見)

基準を都道府県別とするべき  
(事務局案)

- 公共工事設計労務単価は、職種によっては都道府県別で1万円以上の地域差があり、人材確保等の面で地域間格差を助長する懸念がある。
- 基準を都道府県別とすることは事務的な煩雑さを招き、建設Gメン等の調査にも影響が出る懸念がある。
- 基準を都道府県別とすることはCCUSレベル別年収が全国一律で公表されていることと不整合となるのではないかと。

- 基準を全国一律とした場合、現在は実勢の労務費が高い地域において、安価な水準で基準が設定され、労務単価をダンピングした競争が許容されてしまうなどの弊害が生じることとなる。

(参考として、最低賃金法が定める地域別最低賃金の設定は、都道府県別に行われている。)

### (基本的な対応方針(案))

- 事務局案を維持し、労務費の基準について、公共工事設計労務単価の設定と同様に都道府県別の値として設定することとしたい。
- 現在全国一律で示しているCCUSレベル別年収についても、労務費の基準との関係も踏まえて、示し方の検討を進める。
- その上で、関係制度が改正されるなど、前提とする状況に変化がある場合には、都道府県別として設定することの妥当性も含めて、改めて検証することとしたい。

# 職種別意見交換の実施状況

- 令和6年冬に型枠、鉄筋、住宅分野で開始して以降、計23の職種別意見交換を実施。
- 「労務費の基準」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性の確保について議論。今後、意見交換の結果を踏まえた「労務費の基準(素案)」や実効性の確保について引き続き議論を行う。
- 今後順次、他職種についても意見交換を行う予定。

## それぞれの職種別意見交換の構成員

(全職種共通) 建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠	日本型枠工事業協会	解体	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	鉄骨	鉄骨建設業協会
住宅分野	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	トンネル	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	日本左官業組合連合会	防水	全国防水工事業協会
電工	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会	潜かん	日本圧気技術協会
塗装	日本塗装工業会	さく岩	日本発破・破碎協会
とび	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会	切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	全国建設室内工事業協会、日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会	タイル・ サッシ・ ガラス	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	エクステ リア	日本エクステリア建設業協会
		橋梁	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
土工	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	警備	全国警備業協会
		造園	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会

## 全体方針

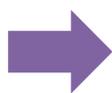
- 「労務費の基準」を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき。
  - 各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考え方の下、「公共工事設計労務単価（あるいはそれに相当するもの）×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
  - 個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
  - 「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
  - 歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適正な歩掛を使用すること
- 一定の根拠を持った目安として、まずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら改善を図っていけばよいのではないか。

## 実態に即した「労務費の基準」とするための留意点

- 「労務費の基準」を単位施工量当たりで示す際においては、実態を踏まえたものとする必要がある。
- 「労務費の基準」の設定の際は、頻度高く使われる工法を選択するなど、実態に合ったものとする必要。
- 民間発注工事中心の職種の場合、必ずしも公共工事で頻度が高い作業内容で労務費の基準を作ることがなじまないこともあり、汎用性の高い作業内容の公的な歩掛がない場合に、それに代わる中立のデータとして使えるものが本当はないか、検討する必要。民間工事の実態も良く踏まえる必要。
- 作業環境、建物の構造や用途等によって歩掛も大きく変わるので、「労務費の基準」としている前提条件（規格・仕様）を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。

## 住宅分野の労務費の基準（職種別との関係を含む）

- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。



職種別意見交換における検討の進捗を踏まえ、「暫定方針」について、修正や趣旨の明確化等を行った上で、個々の職種の基準素案のとりまとめを進めたい。

第2回WGで議論した「作成の暫定方針」について、職種別意見交換等も踏まえ、修正することとしたい(黄色が修正部分)。

## (1) 「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価(円/人日(8時間)) × 歩掛(人日/単位あたり施工量)**の計算式によって**単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- **労務単価**については、**公共工事設計労務単価を適用**することとし、労務費の基準は、公共工事設計労務単価と同様、原則として都道府県別に示す。
- **歩掛**については、**国土交通省直轄工事で用いられている歩掛**(土木工事標準歩掛や公共建築工事標準単価積算基準等)を**活用**する。
  - ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないもの(※)があれば、それも活用する。
    - ※例えば、自治体工事の歩掛を国が参考として示している場合などが候補として考えられる。
  - 国土交通省直轄工事での発注実績がなく**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅**については、**歩掛調査**を行う。
  - 国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種(職種の中の一部の工事を含む)など、やむを得ない場合には、**以下の作成方法により基準を設定**する。

「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」 【10ページ参照】
- 施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、**労務費の基準を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示**する。(個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正を行う。)

## (2) 「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、一つの工種(作業)については一つの標準的な規格・仕様(※)についてのみ労務費の基準を作成する**ものとする。
  - ※例えば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3.5~4.0m程度」、「ラーメン構造階高2.8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれるが、そういった違いは契約当事者間で補正を行う。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種(作業)をどの程度区別するか等は、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討し決定**する。
- 技能者の経験・技能に応じた適正な水準の労務費の確保については、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、**特殊な技能が必要な場合等においては、別途、個々の建設工事において労務費を上乗せすること等により適正な水準を確保**する。

## (3) 「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において受注者側による適切な見積りがなされるよう促すことを前提として、**更新については、公共工事設計労務単価や基準の前提となる歩掛の改定と連動して、随時(年1回程度)とすることを基本とする**。

# 「労務費の基準」の示し方(案) ※原則パターン

対象工事

工事の種類	●●工事			
標準的な規格・仕様	□□□			
条件	××の種類	×××		
	△△の種類	△△△		
労務費の基準(例)	1,754(円/m <sup>2</sup> )(例)			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/m <sup>2</sup> )
	●●工	0.05	30,000	1,500.00
		人日当り歩掛(m <sup>2</sup> /人・日)		
	■作業員	0.01	25,400	254.00
		100.00		
合計				1,754.00

「労務費の基準」の前提となる標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠(内訳)

(参考) 人日当り歩掛  
※施工単位当り歩掛の逆数

算出に使用した歩掛と設計労務単価の詳細

設計労務単価：令和○年○月から適用する公共工事設計労務単価による  
 労務歩掛：当該歩掛の作業内容及び条件は、下記による  
 (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)

【代表的な歩掛の作業内容】  
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去, ×××の設置, △△△の作業 等

【条件】  
 構造等の施工条件 等

【留意点】  
 ・主な作業内容としては、…(上記【代表的な歩掛の作業内容】を補足する内容を記載することを想定)を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 ……(例えば、作業に当たっての制約要件(作業場所の広さ等)など【条件】を補足する内容を記載することを想定)を基本とする。

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある。

対象工事					
工事の種類	●●工事				
標準的な規格・仕様	□□□				
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準(例)	A+Bの合計値(現場環境・作業内容等に照らして適正に見積もった歩掛×設計労務単価で計算される金額)				
内訳	職種	施工单位当り歩掛(人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価	歩掛×設計労務単価	
		人日当り歩掛(m <sup>2</sup> /人・日)	(円/人・日)	(円/m <sup>2</sup> )	
	●●工	α	30,000	α×30,000(A)	
		1/α			
	■●作業員	β	25,400	β×25,400(B)	
	1/β				
	合計			A+B	

「労務費の基準」とした標準的な規格・仕様

定性的歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」

算出根拠(内訳)

(参考) 人日当り歩掛  
※施工单位当り歩掛の逆数

設計労務単価：令和○年○月から適用する公共工事設計労務単価による  
 労務歩掛：歩掛は、以下に示す作業内容・設定条件に照らして、現場に応じて適正に見積もったものとする。

- 【代表的な歩掛の作業内容】  
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去, ×××の設置, △△△の作業 等
- 【条件】  
 構造等の施工条件 等

- 【留意点】
- ・主な作業内容としては、…（上記【代表的な歩掛の作業内容】を補足する内容を記載することを想定）を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
  - ・…（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする。

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

## 【参考】

# 先行職種における労務費の基準(素案)について

---

# 「労務費の基準」の示し方(全体方針)

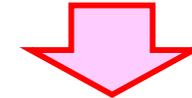
本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のもの  
であり、現段階のイメージとしてお示しするもの

- ✓ 「労務費の基準」について、数字そのものだけでなく、数字に至る考え方（公共工事設計労務単価をベースとする等の計算式）や、労務費の基準には、法定福利費（事業者負担分）等の必要経費が含まれていないことなど、職種全体で、共通して示すべきこと（**一般事項**）を整理する必要。
- ✓ そのうえで、各職種において、「労務費の基準」が適切に運用できるよう、基準作成に当たり適用した作業内容や条件等を示すなど、適用上の留意事項（**個別事項**）を職種ごとに整理することが必要。



## 職種全体（＝一般事項）

- 各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考えの下、「公共工事設計労務単価×歩掛」という計算方法で、標準的な規格・仕様について示したものである。従って、個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
- 「労務費の基準」には、経費が含まれないこと
- 歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考として、現場条件に合致した適切な歩掛の使用や必要な補正を行うこと

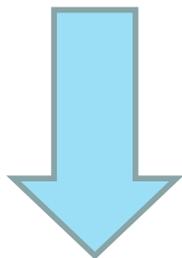


## 各職種（＝個別事項）

- 各職種の「労務費の基準」の適用・個々の現場に応じた必要な補正を行うに当たり、判断できる材料（作成した「労務費の基準」の歩掛の適用範囲、歩掛に含まれる作業内容・条件等を明記）

## 各職種分野における労務費の基準の算出フロー

① 代表的な細別（作業）、  
標準的な規格・仕様の設定



② 歩掛の適用



③ 労務費の基準を算出

○ 国土交通省直轄工事の積算実績データベースより、積算基準における「レベル4（細別）」の中で、積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計し、基準のベースとなる「代表的な細別（作業）」を設定。

### 代表的な細別（作業）

鉄筋：鉄筋加工組立

圧接：鉄筋ガス圧接

型枠（建築）：型枠

型枠（土木）：型枠

※職種の特性によりやむを得ない場合は、複数の細別を選定

○ さらに「代表的な細別（作業）」の中で、積算額の高いものまたは頻度の多いものを集計して「標準的な規格・仕様」を設定。

### 標準的な規格・仕様

鉄筋：RCラーメン構造 階高3.5~4.0m程度 形状単純 D10以上D32以下

圧接：D25-D25

型枠（建築）：普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高3.5~4.0m程度

型枠（土木）：一般型枠 鉄筋・無筋構造物

○ 「標準的な規格・仕様」に対応する「歩掛」として、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛の値を適用。

○ 「歩掛」と「公共工事設計労務単価」から労務費の基準を算出。

# 鉄筋工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		鉄筋工事(建築)			
標準的な規格・仕様		鉄筋加工・組立			
条件	(構造)	RCラーメン構造			
	(階高)	階高3.5~4.0m程度			
	(形状)	形状単純			
労務費の基準(素案)		<b>71,472(円/t)</b>			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/t) (暫定値) 人日当り歩掛(t/人・日)	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/t)	
				鉄筋工	1.88(0.50 <sup>※</sup> ) 0.53(2.00 <sup>※</sup> )
	普通作業員	0.38(0.21 <sup>※</sup> ) 2.63(4.76 <sup>※</sup> )	26,800	10,184.00	
				合計	71,472.00

**【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。**

(補足事項)  
 ※一鉄筋工及び普通作業員の歩掛りの括弧 ( ) 内の数値は、工場加工相当分の内訳を示す。  
 ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。  
 ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による  
 （補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中（※括弧内は工場加工相当分を示す）  
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】  
 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番

- 【条件】
- ・適用できる条件は以下の通り  
 構造：RCラーメン構造  
 階高：3.5~4.0m程度  
 形状：単純  
 対応する鉄筋径：D10以上D32以下
  - ・太物・細物鉄筋の構成比：鉄筋加工組立における太物及び細物鉄筋は、標準的な構成比とする
  - ・揚重機の機械経費は含まない。
  - ・鉄筋の運搬費は含まない。

- 【留意点】
- ・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。  
 \*加工組立（工場加工、現場組立（スパーサー取付、圧接合番、点検後手直し、コンクリート打設時合番を含む））  
 \*荷揚げ（揚重機への積み込み、積下ろし手間）  
 \*場内小運搬（水平小運搬）（場外の運搬は除く）  
 \*持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）  
 \*発生材処理（指定場所への集積）  
 \*発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない  
 \*足場は含まない  
 \*その他（鉄筋材の検収、管理、養生、片付け・清掃など）
  - ・揚重機（クレーン）の作業範囲は鉄筋工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
  - ・本表の数字は、鉄筋工事（建築）に係るものである。鉄筋工事（土木）の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要。

# 圧接工事における労務費の基準(案):東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		圧接工事(建築)			
標準的な規格・仕様		ガス圧接			
条件	(径)	D25-D25			
労務費の基準(素案)		588(円/か所)			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/か所)	設計労務単価	歩掛×設計労務単価	
		(暫定値) 人日当り歩掛(か所/人・日)	(円/人・日)	(円/か所)	
	溶接工	0.013	37,000	481.00	
		76.92			
	普通作業員	0.004	26,800	107.20	
	250.00				
合計			588.20		

**【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。**

(補足事項)  
 ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。  
 ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による  
 （補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中  
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】  
 鉄筋を酸素・アセチレン炎を用いて加熱し、圧力を加えながら接合する、建築構造物等の鉄筋のガス圧接

【条件】  
 ・適用できる条件は以下の通り  
 対応する鉄筋径：D25-D25

【留意点】

- ・主な作業内容として事務所、庁舎等の新設工事における以下の内容を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
  - \*手動圧接器による圧接作業
  - \*荷揚げ（揚重機への積み込み、積下ろし手間）
  - \*場内小運搬（水平小運搬）
  - \*持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）
  - \*発生材処理（指定場所への集積）
  - \*発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
  - \*足場は含まない
- ・揚重機（クレーン）の作業範囲は圧接工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
- ・本表の数字は、圧接工事（建築）に係るものである。圧接工事（土木）の労務費については、本表の数字を基に、個別に適切な補正を行って、労務費を算出することが必要である。
- ・労務費の基準（素案）の内訳である職種別の人日当り歩掛（か所/人・日）は、労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）を基に計算を行った、労務費の基準（素案）の計算過程であり、施工単位当り歩掛を人日当り歩掛に置き換えたもの。現場状況や作業準備等を勘案すると、実際に1日で処理することが困難な場合があることに留意が必要である。  
 （例えば、普通作業員250.00か所/人・日としているが、現実には250か所を1日で1人の普通作業員がこなすのは困難な場合がある等）

# 型枠工事における労務費の基準(案)①建築:東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		型枠工事(建築)			
標準的な規格・仕様		型枠			
条件	(型枠の種類)	普通型枠合板			
	(構造・部位)	ラーメン構造・地上軸部			
	(階高)	階高3.5~4.0m程度			
労務費の基準(素案)		5,291(円/m <sup>2</sup> )			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m <sup>2</sup> )		設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/m <sup>2</sup> )
		(暫定値)	人日当り歩掛(m <sup>2</sup> /人・日)		
	型わく工	0.15	6.67	31,700	4,755.00
	普通作業員	0.02	50.00	26,800	536.00
		合計			5,291.00

**【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。**

(補足事項)  
 ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。  
 ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「公共建築工事標準単価積算基準」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：官庁営繕部において実施した労務等の内訳の把握のための歩掛調査結果（暫定値）による  
 （補足）当該歩掛については、公共建築工事積算基準類への反映に向けて検討中  
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】  
 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し

- 【条件】
- 条件は以下の通り
    - 型枠の種類：普通合板型枠
    - 構造・部位：ラーメン構造・地上軸部
    - 階高：3.5~4.0m程度
    - 建物形状：単純なもの
    - 補助材：サポート等補助材（構成材）を含む
  - 型枠の条件：人通孔、耐震スリット、目地棒（化粧目地、打継目地、誘発目地）及び大面木は含まない。
  - 揚重機の機械経費は含まない。
  - 型枠の運搬費は含まない。

- 【留意点】
- 型枠工事の作業内容は現場ごとに多岐にわたるところ、契約当事者間での本基準の活用にあたっては、建物種別、型枠の種類や構造、型枠転用率、建物構造・部位、階高等に留意して作業内容・現場条件に合致した補正を行う必要がある。この際、元請企業の把握している歩掛や日本型枠工事業協会の把握している歩掛などの契約当事者間で把握している歩掛も参考とするなど、現場に合った補正を行うことが必要。
  - 特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎に考慮し、必要な補正を行う必要がある。
  - 運搬に係るトラックの規格は現場状況に応じて考慮し、適切な補正を行う必要がある。
  - 揚重機（クレーン）の作業範囲は型枠工事の作業範囲をカバーしていることを基本とする。
  - 主な作業内容として以下の内容を想定しているが、特殊な条件や作業の範囲については、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
    - \*加工組立（小墨出し、加工（下拵え）、組立、コンクリート打設時合番）
    - \*発生材処理（指定場所への集積）
    - \*解体清掃（解体、釘仕舞、ケレン、剥離材塗布、整理清掃）
    - \*発生材処分費（発生材の場外搬出及び処分費）は含まない
    - \*荷揚げ（揚重機への積み込み、積下ろし手間）
    - \*足場は含まない
    - \*場内小運搬（水平小運搬）
    - \*床版はフラットデッキを使用していないものとする
    - \*持込材管理（持込材の集積・片付け・管理）

# 型枠工事における労務費の基準(案)②土木:東京都の例

本「素案」は、現在、職種別意見交換で検討中のものであり、現段階のイメージとしてお示しするもの

工事の種類		型枠工事(土木)			
標準的な規格・仕様		型枠			
条件	(型枠の種類)	一般型枠			
	(構造物の種類)	鉄筋・無筋構造物			
労務費の基準(素案)		8,661(円/m <sup>2</sup> )			
内訳	職種	施工単位当り歩掛(人・日/m <sup>2</sup> )	設計労務単価	歩掛×設計労務単価	
				人日当り歩掛(m <sup>2</sup> /人・日)	(円/人・日)
	型わく工	0.157	31,700	4,976.90	
		6.37			
	普通作業員	0.1	26,800	2,680.00	
	10.00				
土木一般世話役	0.031	32,400	1,004.40		
	32.26				
	合計			8,661.30	

**【注】本基準(案)は東京都の場合で計算。実際の基準は都道府県別に作成予定。**

(補足事項)  
 ※一般的な適用条件は、「一般事項」による。  
 ※当該職種の適用条件等は、国土交通省「土木工事標準積算基準書」を基に、職種別意見交換会において留意点を検討・確認している。

設計労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による  
 労務歩掛：令和7年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）による  
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）

【代表的な歩掛の作業内容】  
 型枠の製作・加工・組立・設置・撤去、水抜パイプの設置、はく離剤塗布及びケレン作業の各種作業に要する作業

- 【条件】  
 一般土木工事の構造物及び「土木構造物設計マニュアル（案）－土木構造物・橋梁編－」（平成11年10月28日建設省）に基づき設計された場所打ち鉄筋構造物（ボックスカルバート、L型、逆T式擁壁、張出し式・壁式橋脚）の施工にかかる型枠に適用できる  
 型枠の種類：一般型枠  
 構造物の種類：鉄筋・無筋構造物  
 平均設置高：30m以下の場合  
 ・以下の場合には適用できない  
 (1) 張りコンクリート工（平均厚さ5cm以上10cm以下）、鋼橋床版、コンクリート桁、砂防、ダム、トンネル等で、土木工事標準積算基準書において別途、型枠の基準が設定されている工種の場合  
 (2) 「土木構造物設計マニュアル（案）－樋門編－」（平成13年12月21日国土交通省）に基づき設計された函渠、胸壁、しゃ水壁、門柱、ゲート操作台、翼壁の型枠工  
 (3) 第IV編第4章共同溝工①-1、2共同溝工（1）（2）、第IV編第7章橋梁工⑨-1橋台・橋脚工（1）  
 (4) 化粧型と型枠が一体となった製品等を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合  
 ・仮設材の持上（下）げ機械の機械経費は含まない。  
 ・水抜きパイプの有無にかかわらず適用できる。  
 ・コンクリート、足場、支保は含まない。

【留意点】  
 ・本歩掛は、土木工事標準積算基準書に基づくものであり、上記の作業内容・条件に係るものである。  
 ・特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。

**【参考】**  
**職種別意見交換の状況報告**

---

## 意見交換で示された主な論点

※前回WG資料(6/3)から追記部分に、『下線』

### ① 労務費の基準(素案)の作成について

#### <全体方針>

- 労務費の基準を示す際、適用上の留意事項として、以下の点は各職種に共通する一般事項としてしっかり示すべき。(※前回資料と同内容。各職種の意見交換の場で、基本方針を確認)
  - \* 各職種の「労務費の基準」は、「公共工事設計労務単価並みの労務費を公共・民間問わず確保する」という考えの下、「公共工事設計労務単価(あるいはそれに相当するもの)×歩掛」という計算方法で、特殊な気象条件や現場制約等を考慮しない標準的な規格・仕様について示すこと
  - \* 個々の契約においては、契約当事者間で、この考え・計算方法を基本として、個別に必要な補正を行って、労務費を算出すること
  - \* 「労務費の基準」には、労務費以外の必要経費は含まれていないこと
  - \* 歩掛は公共工事に適用されている歩掛を参考としつつ、現場条件に合致した適切な歩掛を使用すること

#### <公共工事に適用されている歩掛の有無と労務費の基準を設定する規格・仕様との関係>

- 公共工事に適用されている歩掛が土木では存在せず、建築のみしか存在しない場合でも、一定の根拠を持った目安としてまずは基準を策定することを優先させ、制度を運用しながら、歩掛のない職種の労務費の基準の改善を図っていけばよいのではないかと(土木については、建築の違いに留意しながら個々の契約当事者間で基準を補正して活用)。
- 土木での作業があまり想定されない職種の場合、頻度の低いもので無理に土木の基準を作るよりは、建築の基準を参考に運用することでよいのではないかと。
- 民間発注工事中心の職種の場合、必ずしも公共工事で頻度が高い作業内容で労務費の基準を作ることがなじまないこともあり、民間工事の実態を良く踏まえる必要。
- 汎用性の高い作業内容での基準の作成が必要。汎用性の高いものの公的な歩掛がない場合には、それに代わる中立のデータとして使えるものが本当はないかと、検討する必要。

## 意見交換で示された主な論点

### ① 労務費の基準(素案)の作成について(続き)

＜実態に即した労務費の基準とするための留意点＞

- 入職を考える人にとって魅力ある、しっかりした処遇確保につながるような労務費の基準としていくべき。
- 労務費の基準を施工量当たりで示す際においては、基準として示す以上、技能者の処遇改善につながるような、実態を踏まえたものとする必要がある。
- とび工のように、様々な業務内容がある場合もあり、例えば、足場の中でも低層と高層では状況が異なるといったこともある。労務費の基準の設定に当たっての分類は、業界の実態をよく聞きながら、設定していく必要。
- 使用される材料、新築・改修、求める質、屋根であれば長さ等で歩掛は大きく変わる。掘削であれば土質で歩掛は大きく変わる。こうしたことをきちんと考慮できる労務費の基準とする必要。
- 労務費の基準の設定の際は、頻度高く使われる工法を選択する、鉄骨であれば通常工事で扱う構造体の鉄骨とするなど、実態に合ったものとする必要。明らかに歩掛に影響を与える工法は分けることも検討。
- 例えば、内装のボード、床シート、クロス作業、躯体の基礎・立上り・床といったように、細分化しない方針を踏まえつつ、作業内容として明らかに違うところは労務費の基準の設定に際し考慮する必要。空調・給排水衛生で言えば配管、保温、ダクトなどに加え、自動制御設備(計装工事)なども必要。
- 作業環境、建物の構造や用途等によって歩掛も大きく変わるので、労務費の基準としている前提条件(規格・仕様)を明確にした上で、必要に応じて、建物種別により歩掛が異なることを付記していくべき。
- まとまった箇所の作業なのか、点在する箇所の補修なのか、場所の制約を受ける都市部なのか郊外部なのか、といったことも歩掛の影響を受ける。
- 多能工の場合、作業によって適用する単価が変わるのか、運用方法の整理が必要。作業内容に着目した適切な単価設定が必要ではないか。
- 解体工事、計装工事は直接対応する設計労務単価がないが、実際の作業内容に照らして、適切な単価設定となるようにする必要。

## 意見交換で示された主な論点

### ① 労務費の基準(素案)の作成について(続き)

#### <労務費の基準の表示方法>

- 特に建築分野については、人・日/施工量(t や m<sup>2</sup>)という表記ではなく、施工量(t やm<sup>2</sup>)/人・日という表記が一般的。国が基準を示す際、建設業界で馴染みのある施工量(t やm<sup>2</sup>)/人・日という表記の併記なども検討すべき。

#### <住宅分野の労務費の基準(職種別との関係を含む)>

- ある程度の規模の建築物と戸建て住宅では、歩掛が全く異なるため、分けて検討する必要。
- タイル工事、サッシ工事、ガラス工事、いずれもビルのような非住宅の工事と、住宅で工事内容が全く異なるので、住宅/非住宅それぞれで基準を作る必要。
- 住宅分野について、構造(木造・鉄骨・鉄筋コンクリート)、工法(在来工法・プレハブ工法等)など、様々なパターンがあるが、まずは、新設住宅構造物のシェアの大きい木造・在来工法について検討し、住宅の規模も、戸建あるいは戸建住宅規模相当の集合住宅を対象に検討。
- 住宅分野は、基礎、足場、大工、内装等々多岐にわたる工事業者が関係するため、労務費の基準も、この工事業者別で作成することで検討(具体的にどの程度分類するかは今後さらに検討)。
- 住宅分野では、公共工事に適用されている歩掛が存在しないため、何らかの形で歩掛調査をすることが必要。一方、工事業者が多岐にわたり、また、現状で材工一体の見積となっていることもあり、各企業にアンケートを取るといった方法では十分に実態がわからない可能性。例えば、モデル的に歩掛を調査するなど、調査の仕方に工夫が必要。
- 住宅工事の多い外構関係は、「外構一式」工事の中に、外構基礎、ブロック、フェンス、植栽等々、非常に多様な作業が入っている。この点に考慮する必要。

## 意見交換で示された主な論点

### ② 労務費の基準の実効性の確保について

#### <見積書のあり方>

- 見積書の作成方法を検討する際には、労務費、必要経費を含め、確保すべき経費を整理し、元請・下請双方にとって使いやすいように、双方の意見をよく聞きながら整理することが重要。
- 現状の見積は材工一体であり、材工分離を業界の隅々まで浸透させるのは大変だろうが必要なこと。
- 材工一体、機械経費と労務費が一体の見積が実情であり、これを分けるべきという国側の指導も必要。
- まだまだ、見積書を作成したり、内訳明示したりする商慣行が根付いているとは言い難い。標準見積書は、詳細版と簡略版の両方を示すなど、小規模事業者に配慮した対応が必要。
- 見積書の様式も、事業者ごとに異なることが現状であり、できるだけ負担なくできるような方向であると良い。
- 一人の職人が小規模工事を請け負う場合、詳細な見積を作成するほどの余裕はないと思われ、簡略版見積書は必要。
- 建設業法令遵守ガイドラインでは、建設副産物の適正処理に要する経費の見積についても規定されており、この点も、見積書の作成を促進していく上で、整理すべき。
- 労務費をしっかりと支払っている事業者が競争上不利にならないようにする必要。

## 意見交換で示された主な論点

### ② 労務費の基準の実効性の確保について(続き)

#### ＜労務費以外の必要経費＞

- 労務費だけでなく、必要経費も含め、目安を持っておく必要。雇用に伴う必要経費として国が示している、労務単価の41%という水準は維持する必要。また、この雇用に伴う必要経費には、一般管理費は含んでいないことを明確にする必要。
- 市場単価は、工事内容により、単価に含まれる労務費以外の経費の範囲が異なっている。労務費の基準に必要経費が含まれているといった誤解を招かないよう、労務費の基準には、労務費のみで、必要経費は含まないことをしっかりと示す必要。
- 大手の元請事業者では、安全衛生経費の確保等についてしっかり認識されているが、地場の中小事業者まではなかなか浸透していない。これは、専門工事業側も同様。業界全体で必要経費の確保について理解を深める必要。
- 必要以上に安値受注する者が有利になってはいけない。法定福利費等の必要経費が適切に確保されることは、労務費の確保のためにも必要不可欠。
- 長らく取り組んでいる法定福利費も、まだ十分確保できない場合もあり、労務費とともに、必要経費の確保にも取り組む必要。
- 労務費以外に、交通費等の経費もかかる。こうした経費が、労務費の中にめり込んでくることがないようにすべき。

## 意見交換で示された主な論点

### ② 労務費の基準の実効性の確保について(続き)

#### <見積書と価格転嫁の関係>

- 設備工事の場合、見積から実際の発注までの間が空く場合もある。当初の見積時点と契約後(着工時又は着工後)の状況(資機材の高騰、労務費の上昇等など)が変わっていることもあるが、遅れや変更などが生じた場合もしっかりと価格転嫁することが重要。必要な経費が確保され、労務費にしわ寄せが行かないようにする必要。
- 標準的な傾向は時々の歩掛に反映していく必要があるが、特別に頑張って生産性を上げた結果が次の契約の際の歩掛の切り下げに安易につながる事態は避けるべき。
- 労務費の基準を活用した価格交渉・適切な契約当事者間での補正のためのガイドラインが示されると良い。
- 見積の手間が増えるだけではよくないので、しっかりと価格転嫁につながるような指導・監督が必要。
- 民間工事等について、現状の単価は設計労務単価とは乖離していることも踏まえ、労務費の基準制度運用が円滑に進む必要。また、単価を守っているが歩掛がダンピングされるようなことは防ぐべき。
- 契約時のみならず、変更時の価格交渉を考へても、作業工程に応じた労務費を内訳でしっかり整理しておくことは重要。工事を進めてみて、思わぬ設計変更となる場合もあり、こうしたことへの対応も重要。
- 下請次数が増えると、価格転嫁が難しくなるケースが実態上あり、労務費の基準の実効性確保にはそうしたことにならないよう、労務費・必要経費の確保を図るべき。